

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「経営セミナー」のご案内 ◆「税を考える週間行事」のご案内
- ◆「パソコン講座」のご案内（4種類）
- ◆リーフレット（法人会福利厚生制度『経営者応援アンケート』）
～福岡県連、各法人会単位会、受託保険3社
- ◆パンフレット（中小企業の事業継続力の強化を応援します!）～中小企業庁
- ◆リーフレット（自然災害に対する備え）～AIG損害保険（株）

●本部等の行事

特にありません

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容
10	14	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 10月12日 ● 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10月15日 ● 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 11月2日 ● 8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人及び個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
- 10月中において市町村の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

(II) 知らないと損する税情報

コロナ禍と中小企業

税理士 堤 一 博

コロナ禍が続く、景気はなかなか復帰への兆しも見えない状況です。

売上が減少し、固定性経費の負担が企業収益に重く押し掛かり、資金繰りに苦慮されていることと思います。

資金確保には、コロナ禍対策の各種政府施策等を十二分に活用してください。

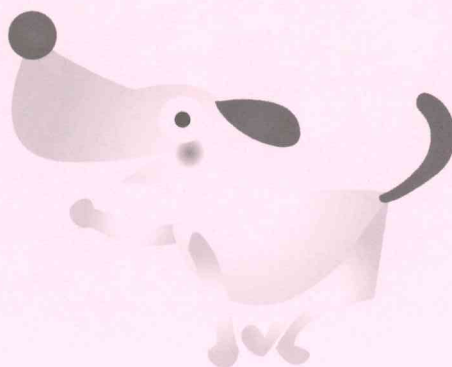
税制的には各種税金の納税猶予を行って支払を繰り延べるとともに、赤字申告となった場合には欠損金の繰り戻しによる還付で前年度の法人税を戻してもらうなどの方策が必要となります。

黒字申告となる場合でも、支払税額を適正に計算するために、特に中小企業優遇措置の適用の漏れがないかをよくチェックしてください。

改めて、中小法人等の優遇措置をまとめてみました。

下記の表は、国税庁のHP（タックスアンサー）の「5432 措置法上の中小法人及び中小企業者」から抜粋した中小企業向けの税制をベースに筆者が一部加筆したものです。

詳細については、国税庁のHPの[ホーム](#) > [税の情報・手続・用紙](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) > [法人税](#)からアクセスして、ご確認ください。



法人税法	
1	貸倒引当金の損金算入の適用（法法52①）
2	欠損金の繰越控除の損金算入限度額の特例（法法57⑪一）
3	特定同族会社の留保金課税の適用除外（法法67①）
租税特別措置法	
4	中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2①）
5	中小企業者等の貸倒引当金の特例（措法57の9①）の中小法人
6	研究開発税制に規定する中小企業者（措法42の4⑧七、措法27の4⑫）
7	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の税額控除制度（措法42の5②）
8	地方活力向上地域等に特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度における投資規模要件の中小企業特例（措令27の11の3）
9	中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の税額控除制度（措法42の12の5②）
10	法人税の額から控除される特別控除額の特例（研究開発税制等の不適用措置の除外）（措法42の13⑥）
11	振興山村における産業振興機械等の割増償却制度（措法45②）
12	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5①）
13	中小企業投資促進税制に規定する中小企業者（措法42の6①、措令27の6①）
14	商業・サービス業・農林水産業活性化税制（措法42の12の3①②）
15	中小企業経営強化税制（措法42の12の4①②）
16	被災代替資産等の特別償却制度における中小企業特例（措法43の3①②）
17	特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（措法44の2①）
18	交際費の損金不算入制度（措法61の4②）の中小特例の中小法人
19	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度（措法66の13①）の中小法人

このうち、「9」と「12」の概要は、前号で紹介しました。

法人税制では、法人税額を中小企業向けに軽減するための方法は、①適用税率を緩和する（例えば、基本法人税率が23.2%であるところ、中小法人等に該当する普通法人では、年800万円以下の所得に対しては15%に税率を軽減する等）、②特別償却等（例えば機械装置等の特別償却や割増償却、または少額減価償却資産の取得価額の損金算入等）、により損金算入時期を前倒しすることによる損金算入額を増やす、または、③当該事業年度の法人税額から税額控除（例えば、「所得拡大促進税制」等）を差し引くなどの方策があります。

最後に、先に述べた欠損金の繰戻しによる還付に触れておきますと、この制度は、青色申告の中小企業者等の現事業年度に欠損金額が生じた場合、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に繰戻して前事業年度に発生した法人税額の還付を請求できるというものです。ここでいう「中小企業者等」とは、さっくりと言って、大規模法人（資本金額が5億円以上の法人等）の完全支配子会社ではない期末資本金額が1億円以下の普通法人のことです。

個別の中小企業向け税制については、税制改正を含めて、以後、紹介させていただきます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2020	10						
		16(月)	14:30～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多	
		24(火)	14:00～15:30	本部	経営セミナー (講演会)	ソラリア西鉄ホテル	
		11(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル関数中級A)	サンセルコビル2F	
		14(土)	〃	〃	〃	〃	
		11	18(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル関数中級B)	サンセルコビル2F
		21(土)	〃	〃	〃	〃	
		25(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセルピボット上級操作編)	サンセルコビル2F	
		28(土)	〃	〃	〃	〃	
					本部	新任者のための税務講座	
		12	9(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセルピボット上級分析編)	サンセルコビル2F
			12(土)	〃	〃	〃	〃
	2021	1	28(木)		本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
		2			本部	経営セミナー	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症関連で、中止若しくは延期する場合があります。